

TPPをめぐる動きと北海道の取組について

H27. 3. 31 北海道総合政策部政策局

1 国の動き

○23年11月11日 **野田前首相がTPP交渉参加に向けた関係国との協議入りを表明**
※11月13日のAPEC首脳会議で正式表明

○24年1～2月 **交渉参加9か国との事前協議を開始**

- ・ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアは日本の参加を支持
- ・米国、豪州、ニュージーランドは日本の参加について態度を保留

○25年2月23日 **日米首脳会談で共同声明を発表**

- ・包括的で高い水準の協定を達成していく。
- ・両国に貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、最終的な結果は交渉の中で決まっていくため、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない。
- ・自動車部門や保険部門の懸案事項と非関税措置への対処、TPPの高い水準を満たす作業など、さらなる作業が残されている。

○25年3月15日 **安倍首相がTPP協定交渉への参加を表明**

- ・全ての関税をゼロにしても、我が国経済全体としてプラスの効果がある。
- ・農林水産物の生産は減少することを見込んでいるが、あらゆる努力により悪影響を最小限にとどめるのは当然のことである。
- ・経済的な相互依存関係を深めることは我が国の安全保障やアジア太平洋地域の安定に大きく寄与する。
- ・日本の主権は断固として守り、交渉を通じて国益を踏まえて、最善の道を実現する。

○25年4月5日 **TPP政府対策本部を設置**

- ・TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案、総合調整を行うため、内閣官房に「TPP政府対策本部」を設置。国内調整総括官と首席交渉官が対策本部長を補佐

○25年4月12日 **日米事前協議が合意**

- 1 日本が他の交渉参加国とともに、包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認。
- 2 日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。
(対象事項: 保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置等)
- 3 自動車分野の貿易に関し、
 - (1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
(対象事項: 透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等)
 - (2) 米国の自動車関税はTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に取り組むことで一致。

○25年4月18、19日 衆参農林水産委員会でTPP協定交渉参加に関する決議を採択

【環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議（抄）】

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 2 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 3 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 4 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 5 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
- 6 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 7 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 8 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

2 TPP交渉参加国による交渉の経過等

22年3月に第1回交渉会合（豪州）が開催。以降、次のとおり交渉会合が開催。

○23年11月 APEC首脳会議（ハワイ）

- ・TPP首脳会議で「TPPの輪郭」に合意。

○24年12月 第15回交渉会合（ニュージーランド）

- ・2013年中の交渉妥結が目標とされた。メキシコとカナダが交渉に参加。

○25年4月20日 TPP閣僚会合

- ・参加11か国で日本の交渉参加を承認。

（4月24日、米国政府は米国議会に日本の交渉参加を通知）

○25年5月15日～24日 第17回TPP交渉会合（ペルー）

○25年7月15日～25日 第18回TPP交渉会合（マレーシア）

- ・7/23午後、我が国がTPP交渉に参加

○25年8月22日～30日 第19回TPP交渉会合（ブルネイ）

○25年10月1日～8日 交渉会合（インドネシア・バリ）

- ・交渉の年内妥結を目標に、残された困難な課題の解決に取り組むことを合意。

○25年12月7日～10日 閣僚会合（シンガポール）

- ・目標とした妥結には至らず、1月に再度、閣僚会合を開催する予定と声明。

○26年2月22日～25日 閣僚会合（シンガポール）

- ・作業を継続し、交渉の早期妥結に努力することを合意。

○26年4月24日 日米首脳会談（東京）

- ・共同声明で、TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定、前進はあるものの妥結にはまだなされるべき作業が残されているなどと明記。

○26年5月12日～15日 首席交渉官会合（ベトナム）

○26年5月19日～20日 閣僚会合（シンガポール）

- ・協議を継続し、7月に首席交渉官会合を開催することに合意。

○26年7月3日～12日 首席交渉官会合（カナダ）

- ・事務レベルで詰めるべき課題が残っているとして、首席交渉官会合を再度開催することで一致。

- 26年9月1日～10日 首席交渉官会合（ベトナム）
 - ・難航分野は一定の進展があったが、政治レベルで解決すべきことも含めて、まだ多くの課題が残されている。
- 26年9月23日～24日 日米閣僚協議（ワシントン）
 - ・日米間で議論がかみ合わず、今回の交渉では進展を得ることができなかった。
- 26年10月19日～24日 首席交渉官会合（豪・キャンベラ）
- 26年10月25日～27日 閣僚会合（豪・シドニー）
 - ・全体の閣僚会合は確実に前進があったが、残された課題がまだいくつもある。日米協議は、現時点で市場アクセス交渉が終了する見通しは立っていない。
 - ・数週間以内に再び閣僚会合を開催。
- 26年10月28日～11月1日 首席交渉官会合（豪・シドニー）
- 26年11月8日～10日 交渉会合（中国・北京）
 - ・首脳声明で交渉の早期妥結を閣僚に指示。終局は見えつつあるが、まだまだ残された課題は多い。
- 26年12月7日～12日 首席交渉官会合（米・ワシントン）
 - ・交渉は一定の進展が見られたものの、なお議論を継続すべき論点が残されている。首席交渉官会合をもう1回は開催しないと次のステップは難しい。
- 27年1月26日～2月1日 首席交渉官会合（米・ニューヨーク）
 - ・交渉は着実な進展が見られたものの、なお議論を継続すべき困難な課題が残されている。
- 27年3月9日～15日 首席交渉官会合（米・ハワイ）
 - ・引き続き困難な課題が残されているが、今次会合での進展を踏まえ、今後とも交渉を加速し、閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう各国が最大限努力していく。

3 道の取組

(1) 中央要請等

T P P 協定については、農林水産業のみならず、食の安全、医療、公共事業など様々な分野への大きな影響が懸念されることから、道では、関係機関・団体とともに中央要請を実施。

- 23年
 - ・北海道農業・農村確立連絡会議による緊急要請(10/19)
 - ・北海道・東北7道県による緊急提言(10/26)、北海道・北東北知事サミットによる緊急提言(12/5)
 - ・北海道開発予算等に関する要望(11/1)
 - ・全国知事会議で首相と懇談(11/21)
- 24年
 - ・道及び関係18団体、北海道農業・農村確立連絡会議による要請(4/6、8/27、11/16)
 - ・全国知事会と内閣府副大臣の意見交換(4/11)、全国知事会議で首相と懇談(11/2)
 - ・国の施策及び予算に関する提案・要望(7/25～26)
 - ・北海道・東北7道県による要請(8/22、11/16)
- 25年
 - ・道及び関係18団体、北海道農業・農村確立連絡会議による要請(2/27、3/18、8/1、10/30)
 - ・国の施策及び予算に関する提案・要望(1/8～9、8/1、10/29、11/19、12/17、19)
 - ・北海道・東北8道県による要請(3/8、8/1、12/2、3) ※8道県には新潟県を含む
 - ・31道県による緊急要請(11/6)
- 26年
 - ・道及び関係18団体、北海道農業・農村確立連絡会議による要請(4/17)
 - ・国の施策及び予算に関する提案・要望(7/29)
 - ・北海道・東北6県による要請(8/7)
 - ・北海道・北東北知事サミット提言(9/11)

- ・北海道・東北6県による要請(11/6)
- ・国の施策及び予算に関する提案・要望(11/18)
- 27年
 - ・国の施策及び予算に関する提案・要望(1/8)
 - ・道及び関係18団体、北海道農業・農村確立連絡会議による要請(3/3)
 - ・国への提言(3/3)

【道及び関係18団体による要望(平成27年3月3日抜粋)】

政府においては、今後の交渉に当たり、衆参両院農林水産委員会における決議を遵守し、毅然とした姿勢を貫くとともに、国民への十分な情報提供と説明を行い、本道の農林水産分野における重要品目の関税を維持するなど、我が国の食料自給力の向上を支える北海道の農林水産業の持続的な発展が図られるよう、万全な対応を行うことを強く求める。

(2) 庁内外の体制整備

- T P P協定の情報共有と対応を協議するため、庁内の「北海道 T P P協定対策本部」(本部長：知事)を設置。
 - ・23年 本部設置(11/14)、第1回会議(11/17)、ワーキングチーム(11/18、12/2、12/12、12/26：4回開催)
 - ・24年 第1回幹事会(4/4)、ワーキングチーム(1/11、2/3、4/11、8/24：4回開催)
 - ・25年 第2回会議(2/26)、第3回会議(3/19)、第2回幹事会(4/26)、ワーキングチーム(4/11：1回開催)
 - ・26年 ワーキングチーム(7/24、11/14：2回開催)
 - ・27年 ワーキングチーム(2/23)
- T P P協定による影響等について関係団体で情報を共有し、緊密な連携を図りながら対応するため、「北海道 T P P問題連絡会議」を設置。
 - ・24年 第1回会議(1/18)、第2回会議(2/15)、第3回会議(5/18)
 - ・25年 第4回会議(1/30)、第5回会議(7/10)
 - ・26年 第6回会議(3/25)
 - ・27年 第7回会議(2/23)
- T P P政府対策本部や関係省庁などの情報を積極的に収集するため、東京事務所と総合政策部に職員を増員し体制を強化(25年5月)。

(3) 情報の提供等

- T P Pをめぐる状況や協定参加により懸念される本道への影響などについて取りまとめ、ホームページ(23年9月開設)などにより、道民に情報を提供。(主な内容)
 - ・T P Pをめぐる動きと北海道の取組
 - ・北海道 T P P協定対策本部、北海道 T P P問題連絡会議の概要
 - ・T P P協定の分野別影響、T P P協定の影響に関する Q & A
 - ・道及び道内関係団体における要望、決議等
- 関係団体や各振興局等に出向き、T P P協定の影響等を説明。(39回、延べ約3,000名出席)
- 道職員を T P P交渉開催国(マレーシア、ブルネイ、インドネシア、シンガポール、シドニー、北京)へ派遣し、関係団体とともに情報収集。(H25：4回、H26：4回 計8回)